

講義動画でチェック!

サブノートで
分かる!

教育原理②

生徒指導

(大西 圭介 帝京科学大学教職特命講師)



◆1



1. 個性
2. 学習指導
3. 自己指導能力

◆2



1. 学級担任・ホームルーム担任
2. 面接
3. 共感的理解

1. 生徒指導摘要

○ 学校・教職員向けの基本書

2010年3月、学校・教職員向けの基本書として生徒指導摘要が発行された。生徒指導摘要は、**小学校**段階から**高等学校**段階まで組織的・体系的な生徒指導を進めることができるようにまとめられたものである。基本書であるので、具体的な場面を想定したケースはあまり見られないが、生徒指導を行う上での前提を学ぶ際に、有意義な書である。

以下、重要な箇所を説明していく。

○ 生徒指導の意義

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の**人格**を尊重し、(1)の伸長を図りながら、**社会的資質**や**行動力**を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの**人格**のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の**教育目標**を達成する上で重要な機能を果たすものであり、(2)と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の**健全な成長**を促し、児童生徒自ら現在及び将来における**自己実現**を図っていくための(3)の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の**教育活動全体**を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。

2. 生徒指導の課題

○ 生徒指導の基盤となる児童生徒理解

(中略) 生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは児童生徒一人一人についての**児童生徒理解**の深化を図ることと言えます。一人一人の児童生徒はそれぞれ違った**能力・適性**、**興味・関心**等を持っています。また、児童生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なります。それ故、児童生徒理解においては、児童生徒を**多面的・総合的に**理解していくことが重要であり、(1)の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や(2)などに加えて、学年の教員、教科担任、**部活動等の顧問**などによるものを含めて、**広い視野**から児童生徒理解を行うことが大切です。児童生徒理解は、一人一人の児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが第一歩であり、**日ごろから一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろう**という姿勢が重要です。**思春期**の場合には、

子どもから大人への急激な成長の変化をとげる時期であり、様々な不安や悩みを経験しながら自分自身を見付けていきます。これに加えて進学等による生活環境の急激な変化を受けている中学生・高校生の不安や悩みにも目を向け、児童生徒の内面に対する（3）を持って生徒理解を深めることができます。

3. 教育相談

○ 生徒指導と教育相談の違い

(中略) 教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、(1)を深めさせ、人格の成長への援助を図るものであり、決して特定の教員だけが行う性質のものではなく、相談室だけで行われるものでもありません。

(中略)

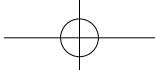
教育相談と生徒指導の相違点としては、教育相談は主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の内面の変容を図ろうとするのに対して、生徒指導は主に集団に焦点を当て、(2)や特別活動などにおいて、集団としての成果や変容を目指し、結果として個の変容に至るところにあります。

○ 教育相談で用いるカウンセリング技法

つながる言葉かけ	いきなり本題から始めるのではなく、始めは相談に来た労をいたわったり、相談に来たことを歓迎する言葉かけ、心をほぐすような言葉かけを行います。
	例：「部活のあと、ご苦労さま」「待ってたよ」「緊張したかな」など
(3)	丁寧かつ積極的に相手の話に耳を傾けます。よくうなづき、受け止めの言葉を発し、時にこちらから質問します。
	例：「そう」「大変だったね」など
(4)	反論したくなったり、批判したくなったりしても、そうした気持ちを胸において、児童生徒のそなならざるを得ない気持ちを推し量りながら聞きます。
	児童生徒がかすかに言ったことでも、こちらが同じことを繰り返すと、自分の言葉が届いているという実感を得て児童生徒は自信を持って話すようになります。
繰り返し	児童生徒「もう少し強くなりたい」 教員「うん、強くなりたい」
	不適応に陥る場合には、自分の感情をうまく表現できない場合が少なくありません。少しでも感情の表現が出てきたときには、同じ言葉を児童生徒に返し、感情表現を応援します。
感情の伝え返し	例：児童生徒「一人ぼっちで寂しかった」 教員「寂しかった」
	うまく表現できないものを言語化して心の整理を手伝います。
(5)	例：「君としては、こんなふうに思ってきたんだね」
	話を（5）する時、意味が定かでない時に確認する場合、より積極的に聞いているよということを伝える場合などに質問を行います。
質問	本人の（6）力を引き出します。
	例：「君としては、これからどうしようと考えている？」 「今度、同じことが生じたとき、どうしようと思う？」
(6) 促す	



1. 自己理解
2. 行事
3. 傾聴
4. 受容
5. 明確化
6. 自己解決



◆4



1. 相互理解
2. ソーシャルスキルトレーニング
3. 社会性
4. 主張訓練
5. アンガーマネジメント
6. 危機対応
7. ライフスキルトレーニング

4. 教育相談の新たな展開

○ 教育相談でも活用できる新たな手法等

グループ エンカウンター	「エンカウンター」とは「出会い」という意味です。グループ体験を通しながら他者に出会い、自分に出会います。 <u>人間関係作りや(1)</u> 、協力して問題解決する力などが育成されます。集団の持つプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。学級作りや保護者会などに活用できます。
ピア・サポート活動	「ピア」とは児童生徒「同士」という意味です。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。
(2)	様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法です。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となります。障害のない児童生徒だけでなく発達障害のある児童生徒の(3)獲得にも活用されます。
アサーショントレーニング	「(4)」と訳されます。対人場面で自分の伝えたいことをしっかりと伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指します。
(5)	自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法です。「きれる」行動に対して「きれる前の身体感覚に焦点を当てる」「身体感覚を外在化しコントロールの対象とする」「感情のコントロールについて会話する」などの段階を踏んで怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変えます。また、呼吸法、動作法などリラックスする方法を学ぶやり方もあります。
ストレスマネジメント教育	様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法です。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング(対処法)」を学習します。(6)などによく活用されます。
(7)	自分の身体や心、命を守り、健康に生きるためにトレーニングです。「セルフエスティーム(自尊心)の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」などの獲得を目指します。喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法です。
キャリアカウンセリング	職業生活に焦点を当て、自己理解を図り、将来の生き方を考え、自分の目標に必要な力の育て方や、職業的目標の意味について明確になるようカウンセリングの方法でかかわります。

◆5



1. 一定の人的関係
2. 心身の苦痛

5. いじめ

「いじめの防止等のための基本的な方針」(2013年10月 文部科学省)から重要箇所を説明していく。

○ いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と(1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が(2)を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

○ いじめの防止等のための基本的な方針 (2013年10月 文部科学省)

○ いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う（3）を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の（4）や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、（5）や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための（6）が必要である。

6. 不登校

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（2019年10月 文部科学省）から重要箇所を説明していく。

○ 不登校児童生徒の定義

不登校児童生徒とは、何らかの心理的、（1）、身体的あるいは社会的原因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために（2）以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものをいう。

○ 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（2019年10月 文部科学省）

○ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

（1） 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を（3）に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや（4）の不利益や（5）へのリスクが存在することに留意すること。

（2） 学校教育の意義・役割

（中略）既存の学校教育に（6）児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、（6）要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、（7）、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受け入れなど、様々な関係機関等を活用し（5）への支援を行うこと。

3. 対人関係

4. 豊かな情操

5. 自己有用感

6. 普及啓発

◆6



1. 情緒的
2. 年間30日
3. 主体的
4. 進路選択上
5. 社会的自立
6. なじめない
7. フリースクール